

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 経営基盤強化の支援

(経営基盤強化計画の承認)

第十六条 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等(以下この節において「特定組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)について計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営基盤強化事業の目標
- 二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期
- 三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者が当該特定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。
 - 二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。
 - 三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
 - 四 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準が適切なものであること。
 - 五 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業を行うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行うものであること。
- 4 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】 本条は、特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等が、その構成員たる中小企業者が行う経営基盤の強化に関する計画について、主務大臣の承認を受けうることにし、その承認の手続き、要件等を定めたものである。

【解説】

(第1項)

一 特定業種

「特定業種」は以下の要件を満たす業種であつて政令で指定されたものである。なお、主務大臣が、特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。(第四項)

・当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。

第十六条第一項においては「その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており」とされているところであるが、これは当該業種における生産額または取引額の過半が中小企業者によって占められているか否かという基準で判定される。ただし、業種の実態によっては、企業数、従業員数などを勘案し、弾力的に運用することとなる。

・競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受けていること。

第十六条第一項における「経済的環境の著しい変化」とは、貿易構造、原材料の供給事情等当該業種を取り巻く経済的環境の構造的かつ急速な変化を意味し、一時的な景況の悪化等の短期的局地的な変化は含まれない。具体的には、消費者の生活様式の変化や代替品の開発による需要の急速で趨勢的、構造的な減少、原料の供給面での物理的経済的なボトルネック、発展途上国産品の進出による内外市場での競争力の急速な低下があげられる。

・当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であること。

第十六条第一項における「生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある」とは、生産額又は取引額が過去三年間のいずれかの年と比較して10%以上減少していること、又は減少する見通しがあることとして判定される。

二 経営基盤強化事業の内容

経営基盤強化事業とは、当該業種に係る経済的環境の著しい変化に対処するために行つた新商品、新役務の開発、企業家、需要の開拓その他の事業であつて、中小企業の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関する事業である。

例えば、環境規制の強化に対応した代替原材料、省エネ・環境規制対応型設備の開発等や、当該開発計画の実現のための設備導入、共同利用等が考えられる。

三 計画の提出期限

「経営基盤強化計画」は、経済的環境の著しい変化に対して、速やかに対処することを助長するものであることから、特定業種が指定されて一年以内(期間については政令により指定)に計画を提出する必要がある。また、一回の業種指定については、経営基盤強化計画の策定も一回限りとなる。

四 全体計画と年度別計画

経営基盤強化計画を申請する際には、全体計画とあわせて、全年度の年度別計画を同時に提出することが求められる。

(第2項)

経営基盤強化計画の記載事項を示したもので、その内容については、これまでの中小企業関連法と同等のものとなっている。

(第3項)

本項では、経営基盤強化計画の承認要件を定めている。

一 経営基盤強化事業の内容が、その業種における経済的環境の著しい変化に対応する上で有効かつ適切なものであること。(第一号)

二 経営基盤強化事業の内容が、中小企業の経営革新に向けた努力を助長するもので、かつ公序良俗に反するおそれや関連法令違反又はこれに準ずることにならないなど国民経済の健全な発展を阻害するものではないこと。なお、経営革新に向けた努力を助長するものとは、経営革新は個々の中小企業者の創意工夫を基本とするものであることから、カルテル的な行為等将来的に個々の努力を阻害するような内容ではないことを示す。(第二号)

三 経営基盤強化計画の目標や内容等が適切なものであり、かつその資金調達方法、組合が試験研究費を組合員に賦課する場合においてはその賦課基準が適切であること。(第三号、第四号)

四 経営基盤強化計画の実効性を確保する観点から、特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業をおこなうものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行うものであることが必要であり、ここでいう「相当部分」とは、具体的に半数以上を意味する。(第五号)

(経営基盤強化計画の変更等)

第十七条 前条第一項の承認を受けた特定組合等は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合等又はその構成員が当該承認に係る経営基盤強化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。)に従つて経営基盤強化事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

【趣旨】 本条は、経営基盤強化計画の変更をする特定組合等は、その計画を承認した主務大臣の承認を受けなければならない旨及びその際の承認基準並びにその承認を受けた経営基盤強化計画に従つた経営基盤強化のための事業が行われていない場合等に主務大臣が承認を取り消しうる旨を定めたものである。

【解説】

(第一項、第3項)

一 第十六条第一項の承認を受けた特定組合等が当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、同項の承認を行った主務大臣の承認を受けなければならない。

承認された経営基盤強化計画の実施については、計画が円滑に行われるよう努めるものとするが、経済事情の変動等により、その計画の実施方法、資金計画等を変更しなければならないケースも想定される。そのため、この場合の手続きを特に法律において明記する必要があると考え、本規定を設けることとしたものである。

なお、経営基盤強化計画の承認基準(第十六条第三項)に照らし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような導入機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等の承認経営革新計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさないものとしている。

また、経営基盤強化計画の変更の際の承認基準は、本条第三項の準用規定により第十六条第三項に定められた基準と同様である。

二 経営基盤強化計画の変更の申請は、平成十七年経済産業省告示第百十四号による申請書一通及びその写し一通を当該承認経営基盤強化計画の承認を行った主務大臣に提出することにより行う。この場合、経営基盤強化計画

の変更内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

(第2項)

本項は、主務大臣は、承認を受けた経営基盤強化計画(第十七条第一項の規定による変更の承認があったときには、その変更後の計画)に従って経営基盤強化計画を行っていないと認められるときには、その承認を取り消すことができることを定めたものである。

主務大臣は経営基盤強化計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って事業を行えるよう指導・助言するほか必要に応じ承認計画の変更を指導する必要がある(第三十四条第四項)。しかし、経営基盤強化計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該経営基盤強化計画を実施する見込みがなく、その結果、法令及び承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該経営基盤強化計画の承認を取り消すことが出来ることを定めたものである。

(中小企業信用保険法の特例の規定の準用)

第十八条 第十三条第一項、第五項及び第六項の規定は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

【趣旨】 本条は、特定組合等の構成員が承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行うために必要な資金について、普通保険、無担保保険、特別小口保険に係る保険限度額の別枠追加、保険料率の引き下げ等中小企業信用保険法の特例を規定したものである。

【解説】 本法による特定業種に指定された業種は、競争条件の激変等の経済的事情の著しい変化により該当業種に属する多くの中小企業者において経営環境が大幅に悪化していると考えられるが、これらの者については、特に担保力・信用力が欠けていると考えられるため、経営基盤を強化するために信用保険制度を活用した民間資金に対する需要は一層大きいことが考えられる。

よつて、経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等及びその構成員に対し、中小企業信用保険法に基づく普通保険等について、保険限度額に別枠を設ける等の特例を第十三条の準用により規定している。

措置の内容については、第十三条の解説参照。

なお、特定業種に属し、承認を受けた経営基盤強化計画に従って事業を実施する中小企業者に対する法的支援措置として、本条による中小企業信用保険法の特例による措置の他に、地方税法第七百一条の三十四第三項第十八号による事業所税の非課税措置がある。対象となる事業所は、経営基盤強化事業の用に供する施設であり、適用を受ける場合は、特定組合等より、経営基盤強化事業を実施している旨の証明書及び非課税対象施設等証明書の交付を受ける必要がある。